

●手帳

身体障害者手帳

身体障害者（児）の人が援助を受けるためには、身体障害者手帳の取得を必要とします。身体障害者福祉法による身体障害者とは、次の種類の障害を有する人で障害の程度により、等級がわかれています。（ただし、肢体不自由 7 級の場合手帳は交付されません）

- ① 視覚障害 1, 2, 3, 4, 5, 6 級
- ② 聴覚または平衡機能障害 2, 3, 4, 5, 6 級
- ③ 音声・言語またはそしゃく機能障害 3, 4 級
- ④ 肢体不自由 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 級
- ⑤ 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸）
1, 3, 4 級
（肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）
1, 2, 3, 4 級

〈交付申請〉次のものがが必要です。

- ① 指定医の身体障害者診断書（指定の用紙は、障害福祉課にあります）
- ② 写真 1 枚（無帽・上半身・真正面で縦 4 cm×横 3 cm）
- ③ 印鑑（スタンプ式は不可）
- ④ マイナンバーカード（通知書の場合は公的証明書類が別途必要）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

愛の手帳

知的障害者（児）の人が援助を受けるために必要な手帳で東京都が発行しているものです。障害の程度により、1 度（最重度）、2 度（重度）、3 度（中度）、4 度（軽度）に区分されます。

〈交付申請〉あらかじめ、判定の予約が必要です。

18 歳未満の人・・・小平児童相談所 住所：小平市花小金井 1-31-24

多摩小平保健所庁舎内 3 階

TEL：042-467-3711 FAX 042-467-5241

18 歳以上の人・・・東京都心身障害者福祉センター

（多摩支所）住所：国立市富士見台 2-1-1

（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

TEL：042-573-3311 FAX 042-576-5295

※再判定（本人が満 6 歳、12 歳、18 歳になったとき）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

一定の精神障害の状態にあることを証する手段となることにより、手帳の交付を受けた人に対し、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。障害の程度は、1～3級に区分されます。（障害年金の障害等級に準拠、なお手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6ヶ月を経過している必要があります。）

〈交付申請〉次のものがが必要です。

- ①診断書（指定の用紙は、障害福祉課にあります。申請日より3か月以内に作成したもの）または、精神障害による障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに年金証書の写し等で申請できます。
- ②写真1枚（無帽、上半身、真正面で縦4cm×横3cm、申請日より1年以内に撮影したもので、裏面に氏名と生年月日を記入してください）
- ③マイナンバーカード（通知書の場合は公的証明書類が別途必要）

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

※申請時のマイナンバー（個人番号）確認について

マイナンバーの番号確認と身元確認の両方必要となります。（18歳未満の方の申請を行う保護者、代理人（代理権の確認も必要）が申請を行う場合も代理者のマイナンバー・身元確認が必要です）

1点の持参でマイナンバーと身元の確認が可能

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない場合

マイナンバーの確認書類と身元確認の書類、下記からそれぞれ必要

マイナンバーの確認	身 元 確 認	
次の①～②のうち、 <u>いずれか</u> をお持ちください ①マイナンバーが記載された住民票の写し ②マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	・ 右の中から1点 （官公署から発行された書類で、「①氏名、②生年月日又は住所」が記載され、かつ <u>本人の顔写真付きのもの</u> ）	①運転免許証または運転経歴証明書 ②旅券（パスポート） ③障害者手帳（身体・精神・知的） ④在留カード・特別永住者証明書 等
	・ 上記以外の場合 右の中から2点が必要 （官公署から発行・発給された書類で、「①氏名、②生年月日又は住所」が記載されたもの）	①健康保険の被保険者証 ②介護保険の被保険者証 ③年金手帳 ④住民票の写し、住民票記載事項証明書 ⑤児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 ⑥生活保護受給証明書 等